

奈良県こどもまんなかクラブ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内のこども・若者を、奈良県こどもまんなかクラブ（以下「クラブ」という。）に登録し、これらのこども・若者に対し、政策に対して意見を伝えて、政策を決めるプロセスに主体的に参画する機会・場を提供することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 クラブの実施主体は奈良県とする。

(実施機関及び管理者)

第3条 クラブに係る実施機関は奈良県地域創造部こども・女性局こども・女性課とする。

2 クラブの管理者（以下「管理者」という。）は奈良県地域創造部こども・女性局こども・女性課長とする。

(登録者)

第4条 クラブの登録者は以下の要件を全て満たす者とする。

(1) 政策に対して意見を伝えて、政策を決めるプロセスに主体的に参画する意思をもち、自己の意思表示によって登録の申出（以下「申出」という。）を行う者。

(2) 申出を行う年度の4月1日現在において、奈良県内に現住所を有する又は在勤若しくは在学している小学1年生世代から29歳までの者。

(3) 未成年者にあつては、親権者又は保護者の同意がある者。

2 登録の有効期間は、申出を行う日の属する年度の3月31日までとする。

(申出の手続き)

第5条 申出は、奈良電子自治体共同運営システム（以下「e 古都なら」という。）を通じて行うものとする。

(変更及び退会の届出)

第6条 登録者は、登録した内容に変更があつたときは、e 古都ならを通じてその変更内容を届け出るものとする。

2 登録者は、クラブを退会しようとするときは、e 古都ならを通じてその旨を届け出るものとする。

(個人情報の取扱い)

第7条 登録者の個人に関する情報の取扱いについては、奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月奈良県条例第19号）に従うもののほか、別に定める。

(資料等の提供)

第8条 登録者に対しては、政策に関する各種資料等の提供を行うものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、当該事業の実施について必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月10日から施行する。